

仙台市競争入札参加資格登録要綱

(平成 22 年 3 月 30 日市長決裁)

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、仙台市契約規則（昭和 39 年仙台市規則第 47 号）第 3 条の規定による申請並びに同規則第 4 条の規定による審査（以下「資格審査」という。）及び一般競争入札参加資格者名簿（以下単に「名簿」という。）の作成その他競争入札参加資格の登録に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名簿の種類及び編成)

第 2 条 名簿は、次の各号に掲げる契約の区分に応じ当該各号に定める種類のものを作成する。

- (1) 工事の請負 工事業者名簿
- (2) 設計、測量その他の工事に関連して行う業務の委託 コンサルタント業者名簿
- (3) 物品の売買、印刷、賃貸借その他前 2 号に掲げるもの以外のもの 物品業者名簿

2 工事業者名簿は、別表 1 に掲げる種目ごとに編成する。

3 コンサルタント業者名簿は、別表 2 に掲げる種目ごとに編成する。

4 物品業者名簿は、別表 3 に掲げる種目ごとに編成する。

5 事業者は、競争入札に参加しようとする種目について、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める種目数を超えない範囲で、一又は複数の名簿に登録を受けることができる。

- (1) 工事業者名簿 小分類 6 種目
- (2) コンサルタント業者名簿 小分類 6 種目
- (3) 物品業者名簿 大分類 5 種目、各大分類につき小分類 3 種目

(名簿への登録に必要とされる入札参加資格)

第 3 条 資格審査は、次に掲げる入札参加資格について行うものとし、市長は、その全てに該当しなければ競争入札参加資格を認定することができない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 1 項各号に該当しないこと
- (2) 申請種目に係る事業の許可、登録その他必要な資格を有していること
- (3) 本市の市税を滞納していないこと並びに個人以外の場合にあっては、法人の市民税及び事業所税に係る市長に対する申告を行っていること（当該申告義務を有する者に限る。）
- (4) 消費税及び地方消費税を滞納していないこと
- (5) 仙台市入札契約暴力団等排除要綱（平成 20 年 10 月 31 日市長決裁）別表に掲げる措置要件に該当しないこと
- (6) 工事業者名簿においては、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条、厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条及び雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 7 条の規定による届出を行っていること（当該届出義務がない場合を除く。）

(名簿の作成期間及び登録資格の有効期間)

第 4 条 名簿は、3 年ごとに作成するものとする。

2 名簿に登録された競争入札参加資格の有効期間は、新たな名簿の作成日の前日までとする。

(定期登録の申請)

第 5 条 市長は、新たな名簿の作成に際し資格審査を行うものとし、その作成日の 1 月前までに、3 日（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日を除く。）以上の期間を定めて、資格審査の申請を受け付けるものとする。この場合において、申請期間及び申

請方法その他必要な事項については、あらかじめ公告するものとする。

2 資格審査の申請は、仙台市競争入札参加資格審査申請書に次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める書類を添付し、これを市長に提出して行うものとする。

(1) 工事業者名簿に係る申請 次のアからチまでに掲げる書類

ア 工事経歴一覧

イ 委任状（受任者を置く場合又は有限責任事業組合である場合に限る。）

ウ 申請種目に係る建設業の許可通知書の写し

エ 営業所等報告書

オ 営業所一覧表（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）別記様式第1別紙2）の写し

カ 印鑑証明書の写し

キ 経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し（経営事項審査を受けていない場合は、直近2年分の財務諸表及び第3条第6号に規定する入札参加資格を有することが確認できる書類の写し）

ク 履歴事項全部証明書の写し（個人の場合にあつては、身元証明書の写し）

ケ 消費税及び地方消費税の納税証明書の写し

コ みちのく環境管理規格の認証登録証の写し（認証を受けている場合に限る。）

サ 障害者雇用状況報告書の写し（法定雇用事業者に限る。）

シ 報奨金支給決定通知書の写し（報奨金支給対象事業者に限る。）

ス 女性の職業生活における活躍の推進に関する法律（平成27年法律第64号）に基づく一般事業主行動計画策定届（都道府県労働局の受付印のあるものに限る。）の写し又は同法に基づく基準適合一般事業主認定通知書の写し若しくは基準適合認定一般事業主認定通知書の写し（第10条第3項第7号の規定に該当する場合に限る。）

セ 次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）に基づく一般事業主行動計画策定届（都道府県労働局の受付印のあるものに限る。）の写し又は同法に基づく基準適合一般事業主認定通知書の写し若しくは基準適合認定一般事業主認定通知書の写し（第10条第3項第8号の規定に該当する場合に限る。）

ソ 刑務所出所者等の改善更生に協力する協力雇用主として保護観察所に登録されていることを証するものの写し（登録されている場合に限る。）

タ 本市が発行する消防団協力事業所優良認定証又は消防団協力事業所認定証の写し（認定を受けている場合に限る。）

チ 使用印鑑届

(2) コンサルタント業者名簿に係る申請 次のアからクまでに掲げる書類

ア 業務経歴・技術者一覧

イ 委任状（受任者を置く場合又は有限責任事業組合である場合に限る。）

ウ 申請種目に係る事業の許可証明書、登録証明書その他必要な資格を証する書類の写し

エ 印鑑証明書の写し

オ 直近2年分の財務諸表

カ 履歴事項全部証明書の写し（個人の場合にあつては、身元証明書の写し）

キ 消費税及び地方消費税の納税証明書の写し

ク 使用印鑑届

(3) 物品業者名簿に係る申請 次のアからクまでに掲げる書類

ア 主要取扱品目（業務）名表

- イ 委任状（受任者を置く場合又は有限責任事業組合である場合に限る。）
- ウ 申請種目に係る事業の許可証明書，登録証明書その他必要な資格を証する書類の写し
- エ 印鑑証明書の写し
- オ 直近2年分の財務諸表
- カ 履歴事項全部証明書の写し（個人の場合にあつては，身元証明書の写し）
- キ 消費税及び地方消費税の納税証明書の写し
- ク 使用印鑑届

（補充登録の申請）

- 第6条** 市長は，前条の規定によるほか，毎年2回（当該名簿を作成する年にあつては，1回），3日（土曜日，日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）以上の期間を定めて，資格審査の申請を受け付けるものとする。
- 2 前条第1項後段及び第2項の規定は，前項の場合における資格審査の申請について準用する。

（随時登録の申請）

- 第7条** 市長は，物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年仙台市規則第93号）第3条第3項の規定による資格審査の申請及び仙台市復旧・復興建設工事共同企業体運用基準（平成24年4月20日市長決裁）第1条に規定する復旧・復興建設工事共同企業体として入札に参加しようとする者の構成員に係る資格審査の申請については，前2条の規定にかかわらず，随時受け付けるものとする。
- 2 前項に定めるもののほか，市長は，契約しようとする内容に適合した履行を行える者が名簿に登載されていないときその他特に必要と認められるときは，前2条の規定にかかわらず，一般競争入札の公告において定める期間内に申請を受け付けることができる。
- 3 第5条第2項の規定は，前2項の規定による資格審査の申請について準用する。

- 第8条** 前条に定めるもののほか，次に掲げる資格審査の申請（名簿に登載されていない者がする申請に限る。）については，随時受け付けるものとする。ただし，第5号又は第6号の申請に係る解散会社又は分割会社が有資格業者に対する指名停止に関する要綱（昭和60年10月29日市長決裁）による指名停止（以下単に「指名停止」という。）の期間中である場合は，この限りでない。
- (1) 名簿に登載された個人により新設され，その登録種目（第2条第5項の規定に基づき登録された種目をいう。以下同じ。）に係る事業の全部の譲渡を受けた会社が当該種目について行う申請
 - (2) 名簿に登載された会社を解散し，その登録種目に係る事業の全部の譲渡を受けた当該会社の経営者が個人事業者として当該種目について行う申請
 - (3) 相続により登録種目に係る事業を承継した者が当該種目について行う申請
 - (4) 任意団体の代表者たる地位を承継した者が当該任意団体の登録種目について行う申請
 - (5) 合併により登録種目に係る事業を承継した新設会社又は存続会社が当該種目について行う申請
 - (6) 会社分割により登録種目に係る事業を承継した新設会社又は承継会社が当該種目について行う申請
- 2 前項の規定による資格審査の申請は，第5条第2項の規定によるほか，次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める書類を添付して行うものとする。ただし，前項第1号に掲げる申請並びに同項第5号及び第6号に掲げる申請（新設会社に係るものに限る。）については，財務諸表並びに消費税及び地方消費税の納税証明書の提出を要しないものとし，同項第2号及び第3号に掲げる申請（新規に事業を開始するものに限る。）並びに同項第4号に掲げる申請については，財務諸表の提出を要しな

いものとする。

- (1) 前項第1号及び第2号の申請 事業を譲渡した者の辞退届又は閉鎖登記簿の写し
- (2) 前項第3号の申請 被相続人の戸籍謄本の写し、遺産分割協議書及び他の相続人全員の印鑑証明書の写し
- (3) 前項第4号の申請 代表者たる地位の承継を証する書類
- (4) 前項第5号の申請 合併契約書の写し、解散会社の辞退届又は閉鎖登記簿の写し
- (5) 前項第6号の申請 分割計画書又は分割契約書の写し、分割会社の当該承継に係る登録種目の入札参加資格登録事項変更届又は辞退届

(資格審査)

- 第9条** 市長は、資格審査の申請があった場合は、当該申請に不備がないかどうかを確認し、不備があるときは、期限を定めて補正を求めるものとする。ただし、補正できない不備がある場合は、この限りでない。
- 2 市長は、資格審査の申請に不備がない場合又は不備が補正された場合は、速やかに資格審査を行うものとする。
 - 3 第3条第3号及び第5号に規定する入札参加資格は、市長が申請者の同意を得た上で、調査又は関係機関に照会することにより確認するものとする。
 - 4 市長は、資格審査の結果、申請者が第3条に規定する競争入札参加資格を有すると認める場合は、名簿に登載し、その旨を書面により当該申請者に通知するものとする。この場合における登載の効力は、次の各号に掲げる資格審査の申請の区分に応じ、当該各号に定める時期から生ずるものとする。
 - (1) 第5条の規定による資格審査の申請 当該名簿の作成日
 - (2) 第6条の規定による資格審査の申請 当該競争入札参加資格を認定した日以後、最初に到来する4月1日又は10月1日
 - (3) 前2条の規定による資格審査の申請 当該競争入札参加資格を認定した日
 - 5 資格審査の結果、申請者が第3条に規定する競争入札参加資格を有しないと認める場合は、理由を付してその旨を書面により当該申請者に通知するものとする。資格審査の申請に補正できない不備があり、又は申請者が補正に応じない場合も、同様とする。

(市税の滞納者に対する取扱い)

- 第9条の2** 市長は、前条第2項の規定による資格審査(次項の規定による資格審査を除く。)の結果、申請者が第3条第3号に規定する入札参加資格を有していないと認められる場合は、前条第5項の規定による通知を保留し、当該申請者に対して、次に掲げる事項を通知するものとする。
- (1) 滞納している市税の税目及び税額
 - (2) 市税の滞納がなくならなければ競争入札参加資格を認められないこと
 - (3) 当該申請者が市税の滞納がないことを示す方法及び期限
- 2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、前条の規定による資格審査を再度行うものとする。
 - (1) 前項第3号の期限までに、当該申請者が市税の滞納がないことを示した場合又は滞納がないことが明らかになった場合
 - (2) 前号の場合のほか、前項第3号の期限が経過した場合
 - 3 前項の規定による資格審査の結果、申請者が第3条に規定する競争入札参加資格を有すると認められる場合においては、名簿の登載の効力発生の時期は、前条第4項後段の規定にかかわらず、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。
 - (1) 前条第4項第1号に該当する場合 同号に掲げる当該名簿の作成日又は当該競争入札参加資格を認定した日のいずれか遅い日
 - (2) 前条第4項第2号に該当する場合 同号の申請の日以後最初に到来する4月1日若しくは10月

- 1 日又は当該競争入札参加資格を認定した日のいずれか遅い日
 (3) 前条第4項第3号に該当する場合 当該競争入札参加資格を認定した日

(工事業者名簿に登載する者の格付)

第10条 第9条第4項前段の規定により工事業者名簿に登載する者については、その登録種目ごとに格付評点を付するものとし、次の表の左欄に掲げる工事種目については、同表の中欄に掲げる格付評点の区分に応じ同表の右欄に掲げる等級をもって格付を行うものとする。この場合において、格付評点がない者の格付は、最下位の等級とする。

工事種目	格付評点	等級
土木工事	950 点以上	A
	800 点以上 950 点未満	B
	800 点未満	C
鉄骨・鉄筋コンクリート建築工事	950 点以上	A
	800 点以上 950 点未満	B
	800 点未満	C
電気設備工事及び給排水衛生冷暖房工事	850 点以上	A
	700 点以上 850 点未満	B
	700 点未満	C

- 2 前項の格付評点は、工事業者名簿に登載する者の総合評定値（建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第1項に規定する総合評定値をいう。以下同じ。）に次項の規定により本市が定める評点（以下「主観点」という。）を加えて得た点数とする。
- 3 主観点は、次の各号に掲げる項目ごとに当該各号に定めるところにより加減した点数を合計した点数とする。

(1) 工事成績 工事成績等評価期間（格付評点を付する日の4年前の日の属する年の初日から起算して4年間をいう。次号において同じ。）内に完成検査が行われ合格した本市発注工事を対象とし、平均工事成績（財政局長が別に定めるところにより実施した検査による工事成績評定値の平均値とする。）が次のA表の左欄に掲げるいずれかの区分に該当する場合は、当該区分に応じた同表右欄に掲げる基準点数に、次のB表の左欄に掲げる工事種類及び同表中欄に掲げる年間平均工事实績の区分に応じた同表右欄に掲げる数値を乗じて得た点数を加減する。

A表

平均工事成績	基準点数
74 点超	平均工事成績 - 74 点
65 点未満	平均工事成績 - 65 点

B表

工事種目	年間平均工事实績	数値
土木工事及び鉄骨・鉄筋コンクリート建築工事	5 億円以上	5
	1 億円以上 5 億円未満	4
	1 億円未満	3
電気設備工事及び給排水衛生冷暖房工事	1 億円以上	5
	2 千万円以上 1 億円未満	4
	2 千万円未満	3

- (2) 優良建設工事表彰 工事成績等評価期間内に仙台市優良建設工事表彰要綱（昭和 53 年 2 月 10 日市長決裁）に基づき表彰された工事がある場合は、当該工事に係る登録種目について、10 点に受賞回数を乗じて得た点数（30 点を上限とする。）を加点する。この場合において、仙台市共同企業体運用基準（平成 3 年 12 月 15 日市長決裁）第 2 条第 1 項に規定する特定共同企業体又は仙台市復旧・復興建設工事共同企業体運用基準第 1 条に規定する復旧・復興建設工事共同企業体が施工した工事については、当該共同企業体の構成員それぞれに当該工事につき 10 点を加点するものとする。
 - (3) 本店等の所在状況 商業登記簿上の本店又は建設業法上の主たる営業所の所在地が本市の区域内である場合は、総合評定値に 100 分の 3 を乗じて得た点数（その点数に 1 点未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てる。）を加点する。
 - (4) 下請負における地元発注推進企業の顕彰 格付評点を付する日の属する年度の前年度に、財政局長が別に定めるところにより、下請負の地元発注を推進した企業として顕彰された場合は、10 点を加点する。
 - (5) みちのく環境管理規格認証取得 みちのく環境管理規格認証機構が認証したみちのく環境管理規格を取得している場合は、10 点を加点する。
 - (6) 障害者の雇用状況 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和 35 年法律第 123 号）第 43 条第 7 項に規定する雇用状況の報告義務がある者が同条第 1 項に規定する法定雇用障害者数を充足している場合は 10 点、当該報告義務がない者が障害者を 1 人以上雇用している場合は 10 点を加点する。この場合において、同法附則第 4 条第 3 項に規定する報奨金の支給を受けた者については、さらに 10 点を加点する。
 - (7) 女性活躍推進の取組 常時雇用する労働者数が 100 人以下の事業者が女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第 8 条第 7 項に規定する一般事業主行動計画を定め、厚生労働大臣に届けている場合は 10 点、常時雇用する労働者数が 101 人以上の事業者が同法第 9 条又は同法第 12 条に規定する認定を受けている場合は 10 点を加点する。
 - (8) 次世代育成支援の取組 常時雇用する労働者数が 100 人以下の事業者が次世代育成支援対策推進法第 12 条第 4 項に規定する一般事業主行動計画を策定し、厚生労働大臣に届けている場合は 10 点、常時雇用する労働者数が 101 人以上の事業者が同法第 13 条又は第 15 条の 2 に規定する認定を受けている場合は 10 点を加点する。
 - (9) 刑務所出所者等の雇用協力 刑務所出所者等の改善更生に協力する協力雇用主として保護観察所に登録されている場合は、10 点を加点する。
 - (10) 仙台市消防団協力事業所の認定 仙台市消防団協力事業所表示制度における消防団協力事業所としての認定を受けている場合は、10 点を加点する。
 - (11) 指名停止の状況 格付評点を付する日の属する年の初日までの 2 年間に指名停止を受けた場合は、当該指名停止の累計の月数（その月数に 1 月未満の端数がある場合は、その端数を切り上げる。）に 10 点を乗じて得た点数を減点する。
- 4 前 3 項の規定による格付評点及び等級については、毎年 4 月 1 日付けで見直しを行うものとする。この場合においては、あらかじめ、工事業者名簿に登載されている者に登録事項の異動に関する照会を行うものとする。

（登録事項の変更）

第 11 条 名簿に登載されている者は、登録事項に変更（第 9 号にあっては、期間の更新を含む。）を生じた場合は、速やかに、入札参加資格登録事項変更届を市長に提出し、次の各号に掲げるものにあつては当該各号に定める書類を添付するものとする。

- (1) 商号若しくは名称又は代表者 履歴事項全部証明書の写し、印鑑証明書の写し及び受任者がいる場合は委任状

- (2) 実印 印鑑証明書の写し及び届出印鑑変更届
 - (3) 使用印鑑 届出印鑑変更届
 - (4) 本店等の住所又は所在地 履歴事項全部証明書の写し又は住所等を証する書類の写し（個人の場合）及び工事業者名簿に係る住所変更で変更後の住所が市内の場合は営業所等報告書
 - (5) 受任者の新設又は委任先（支店等）の変更 委任状及び工事業者名簿の場合は営業所一覧表（建設業法施行規則別記様式第1別紙2）の写し
 - (6) 受任者の氏名 委任状
 - (7) 工事業者名簿の場合の支店等の所在地（変更後の所在地が市内の場合に限る。） 営業所等報告書
 - (8) 資本金 履歴事項全部証明書の写し
 - (9) 事業の許可、登録等の内容、番号等 事業の許可証、登録証その他必要な資格を証する書類の写し
- 2 前項第1号の変更に係る登記手続中に入札参加申請その他の契約に係る手続をしようとする場合においては、同号の履歴事項全部証明書の写しに代えて、当該代表者の選任に関する取締役会議事録その他の当該事実を証する書類及び登記申請受付票の写しを添付して、速やかに同項の規定による届出を行うものとする。この場合においては、登記手続終了後遅滞なく、履歴事項全部証明書の写しを追加提出するものとする。

第12条 名簿に登載されている会社が合併又は会社分割により名簿に登載されている他の会社に事業を承継した場合は、第2条第5項に定める種目数を超えない範囲で、当該登録種目の登録者を存続会社又は承継会社に変更することができる。ただし、解散会社又は分割会社が指名停止の期間中である場合は、この限りでない。

- 2 前項の規定による変更の申請は、入札参加資格登録事項変更届に、次に掲げる書類を添付して行うものとする。
- (1) 合併契約書又は分割計画書若しくは分割契約書の写し
 - (2) 履歴事項全部証明書の写し
 - (3) 印鑑証明書の写し（新設会社に限る。）
 - (4) 存続会社、新設会社又は承継会社の事業の許可証、登録証その他必要な資格を証する書類の写し
 - (5) 存続会社、新設会社又は承継会社の営業所一覧表（建設業法施行規則別記様式第1別紙2）の写し（工事業者名簿の場合に限る。）
 - (6) 解散会社の辞退届若しくは閉鎖登記簿の写し又は分割会社の辞退届若しくは登録種目に係る入札参加資格登録事項変更届
- 3 前2項の規定による変更の申請をした存続会社又は承継会社は、第10条第4項の規定にかかわらず、当該申請に併せて、合併後又は会社分割後に取得した経営規模等評価結果通知書の写しを提出することにより、格付評点又は格付等級の見直しを申請することができる。

第13条 工事業者名簿に登載されている者は、第10条第4項後段の規定による照会を受けた場合は、第2条第5項に定める種目数を超えない範囲で、登録種目を追加し、又は変更することができる。

- 2 コンサルタント業者名簿又は物品業者名簿に登載されている者は、第2条第5項に定める種目数を超えない範囲で、登録種目を追加することができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、物品業者名簿に登載されている者は、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される入札に参加するため特に必要がある場合は、第2条第5項に定める種目数を超えない範囲で、登録種目を追加し、又は変更することができる。
- 4 前3項の規定による登録種目の追加又は変更の申請は、入札参加資格登録事項変更届に、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める書類を添付して行うものとする。
- (1) 第1項の規定による申請 第5条第2項第1号ウ及びキに掲げる書類

- (2) 第2項又は第3項の規定による申請 第5条第2項第2号ウ又は同項第3号ウに掲げる書類
- 5 第1項から第3項までの規定に基づく登録種目の追加又は変更は、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める時期に効力を生ずるものとする。
- (1) 第1項の規定に基づく登録種目の追加又は変更 申請日の属する年度の翌年度初日
- (2) 第2項の規定に基づく登録種目の追加 申請日の属する月の翌月初日
- (3) 第3項の規定に基づく登録種目の追加又は変更 申請日
- 6 名簿に登録されている者が登録種目に係る営業を廃止した場合等によりその登録種目の一部を辞退しようとするときは、入札参加資格登録事項変更届を市長に提出するものとする。

(登録の抹消)

- 第14条 名簿に登録されている者が死亡し、若しくは解散し、又は第3条に規定する競争入札参加資格を失った場合（同条第5号に規定する入札参加資格を失った場合は、指名停止の期間の満了時までに当該入札参加資格を回復しなかったとき）は、その者の登録を抹消するものとする。詐欺その他不正の手段により登録を受けた場合も、同様とする。
- 2 名簿に登録されている者が競争入札参加資格を辞退しようとするときは、辞退届を市長に提出し、市長は、その者の登録を抹消するものとする。

(事業協同組合に係る資格審査の特例)

- 第15条 この要綱の規定にかかわらず、中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）に基づく事業協同組合に係る資格審査については、財政局長が定めるところによる。

(登載日前の事由による指名停止)

- 第16条 市長は、申請者又は有資格業者が名簿への登載日前3年以内に有資格業者に対する指名停止に関する要綱別表各号に掲げる措置要件のいずれかに該当するときは、情状に応じて当該各号に定めるところにより期間を定め、当該申請者又は有資格業者に対して登載の日以後に同要綱の規定の例により指名停止を行うことができる。

(委任)

- 第17条 この要綱に定めるもののほか、競争入札参加資格の登録に関し必要な事項は、財政局長が定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から実施する。

附 則（平成22年8月20日改正）

この改正は、平成22年8月31日から実施する。

附 則（平成23年3月31日改正）

この改正は、平成23年4月1日から実施する。

附 則（平成23年6月16日改正）

この改正は、平成23年6月16日から実施する。

附 則

この要綱は、平成24年3月9日から実施する。

附 則（平成24年4月26日改正）

この要綱は、平成24年4月26日から実施する。

附 則（平成24年11月29日改正）

この改正は、平成24年11月29日から実施する。ただし、第2条第5項の改正規定は、平成25年4月1日から実施する。

附 則(平成27年3月25日改正)

この改正は、平成27年4月1日から実施する。

附 則 (平成27年11月27日改正)

(実施時期)

- 1 この改正は、平成27年12月1日から実施する。ただし、随時登録の申請に係る第3条第6号の改正は、平成28年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 改正後の仙台市競争入札参加資格登録要綱の規定は、この改正の実施の日以後に行われる定期登録の申請、補充登録の申請及び随時登録の申請（以下「定期登録の申請等」という。）について適用し、同日前に行われた定期登録の申請等については、なお従前の例による。

附 則 (平成28年11月18日改正)

この改正は、平成28年11月18日から実施する。ただし、第5条及び第10条の改正規定は、平成29年4月1日以後に付する格付評点について適用する。

附 則 (平成29年3月14日改正)

この改正は、平成29年4月1日から実施する。

附 則 (平成31年3月18日改正)

この改正は、平成31年4月1日から実施する。

附 則 (令和2年3月19日改正)

この改正は、令和2年4月1日から実施する。ただし、第16条の改正規定は、令和2年4月1日以後に有資格業者に対する指名停止に関する要綱別表各号に掲げる措置要件（以下「指名停止措置要件」という。）のいずれかに該当するものについて適用し、同日前に指名停止措置要件のいずれかに該当したものについては、なお従前の例による。

附 則 (令和2年5月19日改正)

この改正は、令和2年5月22日から実施する。

附 則 (令和2年6月22日改正)

この改正は、令和2年6月22日から実施する。

附 則 (令和3年11月1日改正)

(実施期日)

- 1 この改正は、令和4年4月1日から実施する。

(経過措置)

- 2 改正後の仙台市競争入札参加資格登録要綱の規定は、この改正の実施日後に付する格付評点について適用し、同日前に付した格付評点については、なお従前の例による。

附 則 (令和4年3月24日改正)

この改正は、令和4年4月1日から実施する。

附 則 (令和6年3月15日改正)

この改正は、令和6年4月1日から実施する。

附 則 (令和7年3月10日改正)

この改正は、令和7年4月1日から実施する。

別表1 工事業者名簿の種目

大分類	小分類	
土木工事	1	土木工事
	2	法面処理工事
	3	杭打工事
	4	PC桁工事
	5	鋼橋上部工事
	6	舗装工事
	7	造園工事
	8	区画線設置工事
	9	道路標識設置工事
	10	しゅんせつ工事
	11	さく井工事
建築工事	12	鉄骨・鉄筋コンクリート建築工事
	13	木造建築工事
	14	プレハブ建築工事
	15	家屋解体工事
	16	塗装工事
	17	防水工事
	18	大工工事
	19	左官工事
	20	石工事
	21	ガラス工事
	22	タイル・れんが・ブロック工事
	23	鉄筋工事
	24	屋根工事
	25	板金工事
	26	建具工事
	27	内装仕上工事
電気工事	28	電気設備工事
	29	電気通信設備工事
機械工事	30	給排水衛生冷暖房工事
	31	水処理施設工事
	32	ごみ・し尿処理施設工事
	33	その他機械器具設置工事
	34	熱絶縁工事
	35	消防施設工事
36	その他鋼構造物設置工事	

別表2 コンサルタント業者名簿の種目

大分類	小分類	
測量	54	測量一般
	55	航空測量
建築設計	56	建築設計
	57	設備設計
土木設計	58	下水道部門
	59	都市計画部門
	60	鋼構造部門
	61	道路部門
	62	河川砂防部門
	63	電力土木部門
	64	トンネル部門
	65	施工計画部門
	66	地質部門
	67	造園部門
	68	港湾部門
	69	鉄道部門
	70	上水道部門
	71	農業土木部門
	72	森林土木部門
	73	土質部門
74	機械部門	
75	建設環境部門	
76	水産土木部門	
77	電気電子部門	
78	廃棄物部門	
地質調査	79	地質調査
補償	80	補償関係コンサルタント

別表3 物品業者名簿の種目

大分類	小分類		大分類	小分類		大分類	小分類		
(101) 医療・衛生	001	医薬品・衛生材料	(107) 資材	001	コンクリート二次製品	(114) その他の物品販売	001	その他の物品販売	
	002	医療機械器具		002	ヒューム管				
	003	レントゲン機械器具		003	骨材・石材	(115) 不用品買受	001	不用品買受	
	004	歯科用医療器材・薬品		004	道路材				
	005	歯科技工		005	建材・木材	(116) サービス	001	情報処理	
	006	防疫剤・農業薬品		006	給排水資材			002	OA機器賃貸
	007	動物用医療器材・薬品		007	電設資材			003	その他賃貸
	008	工業薬品		008	ガス供給資材			004	運送
	009	試薬		009	鋼材			005	害虫駆除
(102) 衣料・繊維	001	寝具		010	鉄工加工品			006	クリーニング
	002	帆布		011	鋳鉄・鉄蓋			007	広告宣伝
	003	染色		012	塩ビ・ゴム・プラスチック製品			008	各種検査
	004	被服・縫製		013	塗料・接着剤			009	各種調査
	005	皮革・ゴム製品	(108) 事務機器・用品	001	紙	010	機械保守点検		
	006	室内装飾		002	木鋼製品	011	その他サービス		
(103) 印刷・製本	001	一般印刷		003	文具	(117) 清掃等	001	ビルメンテナンス	
	002	フォーム印刷		004	事務機			002	その他清掃
	003	特殊印刷		005	特殊事務機			(118) 警備	001
	004	地図・航空写真		006	図書				
	005	製本		007	学校等教材教具				
	006	複写・青写真焼き付け		008	運動用具				
(104) 機械・器具	001	土木建築用機械器具		009	印	(109) 消防・標識	001	消防・保安	
	002	農業用機械器具		010	遊具			002	標識
	003	ボイラー・空調機器	(110) ギフト用品	001	金物・雑貨				
	004	厨房用機械器具			002			清掃器材	
	005	産業用機械器具			003			陶磁器・漆器	
	006	工作用機械器具			004			記章・カップ	
	007	工具・部品			005	ギフト用品			
	008	各種プラント・システム			006	美術・工芸品			
	(105) 電気機械・器具	001	家電製品	(111) 燃料	001	石油燃料			
002		視聴覚機器	002			石炭・プロパン			
003		通信機器	003			潤滑油			
004		照明機器	(112) 農林水産物	001	食料品				
005		情報処理用機器			002	農園芸材料			
006		情報処理用品			003	動物			
007		産業用電気機械・部品			(113) 輸送機器	001	自動車		
008		バッテリー					002	大型・特殊車	
(106) 精密機械	001	写真機	003	地下鉄					
	002	D・P・E	004	自動車部品					
	003	楽器	005	自動車修理					
	004	時計	006	二輪車					
	005	ミシン	007	タイヤ					
	006	試験実験機器	008	船舶・航空機					
	007	計測量機器							
	008	公害関係機器							